第3回東京都北区子ども・子育て会議 子育て支援施策部会次第

日時:平成26年7月9日(水)

午後6時30分~

会場:北とぴあ7階第2研修室

1 開会

2 議事

- (1)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシートについて
- (2) (仮称) 北区次世代育成支援計画(案) について
- (3) その他(今後のスケジュール等)

3 閉会

【配布資料】※資料は全て事前送付済み

資料 1	地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート
資料 2-1	(仮称) 北区次世代育成支援計画(案) 7/3 版
資料 2-2	(仮称)北区次世代育成支援計画整理表

1 事業名

利用者支援事業

2 新制度概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・ 保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及 び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係 機関との連絡調整等を実施する。

4 事業量の実績と見込み

平成27年度新規事業のため実績なし

類似事業

- ・児童館・・・子育て相談
- ・子ども家庭支援センター・・・「子どもと家庭の総合相談」電話相談・心理相談
- ・保育課入園相談係・・・保育園の入園相談、調整
- ・「北区子育てガイドブック」による情報提供

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・子育てサークルなどのグループ活動に参加 していない理由として、「グループに関する 情報がない」の割合が3割以上となってお り、年齢が低いほど割合が高くなっている。
- ・北区における子育ての環境や支援への満足度が低い理由として「子育てに関する情報が得にくい」の割合が、就学前の子供の保護者では30.4%、小学1~6年生までの子どもの保護者では22.8%となっている。



【事業目的】

1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。

【事業内容】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報 提供及び必要に応じ相談・助言等を行うととも に、関係機関との連絡調整等を実施する。



⑦ 確保方策 (案)

					1 1 2 2 7 7
	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
利用者支援	1	1	1	1	1
19/11 日人版	·	·	•	•	·



⑥ 今後に向けての方向性と留意点

- ・保育を希望する保護者の相談に応じ、認可 保育所のほか、認証保育所や一時預かり事 業、幼稚園預かり保育などの保育資源・保 育サービスについて、情報提供を行う窓口、 場を整備する。
- ・また、単なる情報提供の場でなく、子育て ニーズを把握し、関係機関との連携、調整、 活動の体制づくり、地域課題の把握など、 事業を明確化していく。
- ・情報の提供や発信は、利用者にわかりやす く伝わるよう工夫が必要である。
- ・子どもを遊ばせながら気軽に専任の相談員 に相談ができる環境の整備を行う。
- ・(仮称)子どもセンターにおいても、子育て サービスの情報を発信し、相談を受けコー ディネイトする、子育てコンシェルジュ的 な機能を整備していく。



単位:箇所

1 事業名

地域子育

て支援拠点

2 新制度概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所 を開設し、子育てについての相談、情報の提供、 助言その他の援助を行う。

③ 区の事業の概要(現行)

(子ども家庭支援センター ひろば事業)

【事業目的】

乳幼児親子の居場所づくり、子ども及び家庭の 支援に係る情報提供を行い、地域で安心して子 育てができる場を整備する。

【対象者】

おもに乳幼児(主に0歳から3歳未満)親子

【事業内容】

親子で過ごす場所の提供・子どもの育ちや接し 方などの講座の実施・子育ての情報提供・仲間 づくりの場の提供・地域との交流促進

(児童館 ひろば事業)

【事業目的】

児童館では、関係機関と連携しながら、乳幼児 及びその保護者が相互の交流を行う機会を提供 し、子育てについての相談、情報の提供、助言 その他の援助を行うことにより、地域の子育て 機能の充実を図り、総合的な子育て支援策を推 進し、児童及び家庭の福祉の向上を図る。

【対象者】

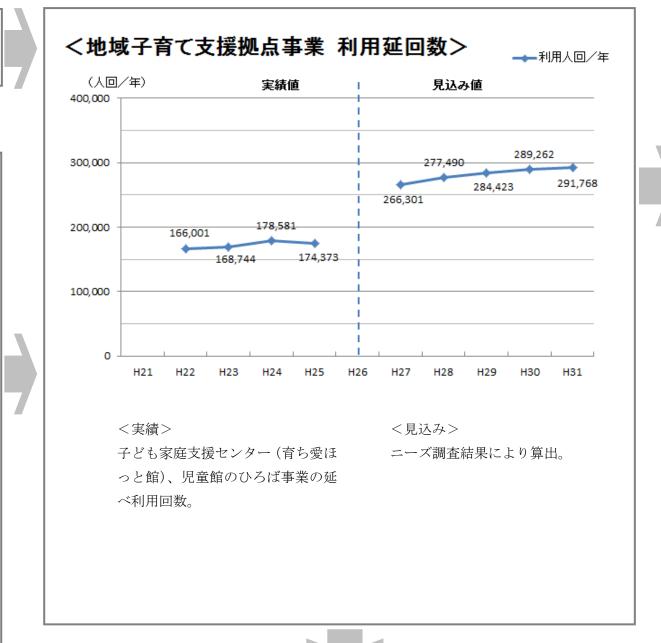
児童館利用者(乳幼児及びその保護者)

【事業内容】

乳幼児及びその保護者向けの主な事業として

- ① 乳幼児とその保護者への豊かな遊びとふれあいの場を提供する事業
- ② 子育てをする保護者の交流を図り、仲間づくりをする事業
- ③ 育児の情報、子育ての知識を提供し、核家族化、 少子化などから育児不安を抱えている保護者 への支援を行う事業
- ④ 自主的な育児活動グループに育つことを援助 し、地域ぐるみで子育てできるように働きかけ る事業
- ⑤ 子育てをする保護者が、子育てについて自分で 考え、決断し行動する中で、自分に合った子育 てができるよう、親育ちを支援する事業

④ 事業量の実績と見込み



⑦ 確保方策 (案)

単位:箇所、人日/年

				4年	1: 固別、入口/牛	
	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
箇所	(25)	(25)	(25)	(25)	(25)	1
利用見込み	266,301	277,490	284,423	289,262	291,768	
確保	234,000	248,500	263,000	277,500	292,000	

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・地域子育て支援拠点事業について、「今は利用していないが、できれば今後利用したい」、あるいは、利用日数を増やしたいと思うかについて、「利用していないが、今後利用したい」の割合が28.0%と、一定のニーズがあることが分かる。
- ・「利用していないが、今後利用したい」と回答 した人の1ヶ月当たり利用希望回数は、「1回」が29.1%、「2回」が20.5%となっている。
- ・地域子育て支援拠点事業のニーズは月当りの 延利用人数になっていることから、「利用希 望者×利用希望の平均回数」でニーズが算出 されることになる。



⑥ 今後に向けての方向性と留意点

- ・ニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施 設が質・量共に十分な受け皿となるような方 策を検討する。
- ・個別的ニーズに応じた様々なメニュー(ホームスタート等)を準備していくことが必要である。
- ・児童館は今後、乳幼児親子の居場所機能を中心とする(仮称)子どもセンターに移行し、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、妊産婦(プレママ)対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していく。それに伴い、子ども家庭支援センターの位置づけを見直し、より専門性の高い事業を担うものとするなどの検討が必要である。
- ・区の施設における場の提供だけでなく、多様 なニーズに応えるために、地域で活動する団 体とも連携を図り、重層的なサービスの提供 に努める。



1 事業名

2 新制度概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に 対する健康診査として、①健康状態の把握、②検 査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期 間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施す る。

③ 区の事業の概要(現行)

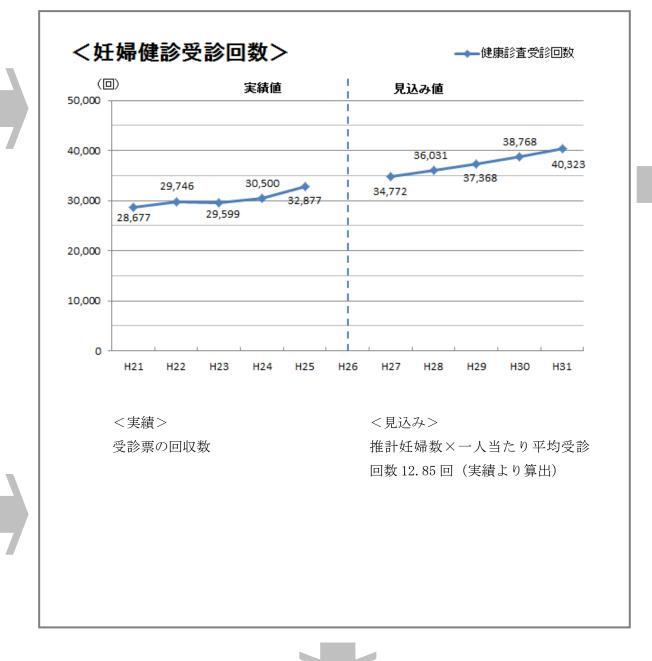
妊婦の健康の保持・増進を図るため。

【事業内容】

妊娠期間中、全妊婦を対象に医療機関に委託し て、妊婦健康診査と妊婦超音波検査を実施して いる。

- 母子健康手帳交付時に受診票を交付。 東京都内の委託医療機関で使用できる。
- ・検査項目は、梅毒血清検査・血圧測定・HBs 抗原検査・HTLV-1 抗体・尿のたん白及び糖等。
- ・公費負担回数は妊婦健康診査14回、妊婦超音 波検査1回となっている。

4 事業量の実績と見込み

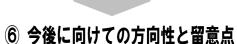


⑦ 確保方策 (案)

					平位. 凹
	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
妊婦健診 見込み	34,772	36,031	37,368	38,768	40,323
確保	34,772	36,031	37,368	38,768	40,323

3

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ



・ 妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的 とし、母子共に安全安心な出産を目指す。



単位·同



妊婦に対する健康診査

【事業目的】

【対象者】

北区に住所を有する妊婦

1) 事業名

4

乳児家庭全戸訪問事

養育支援訪問事業

2 新制度概要

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問 し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の 把握を行う。

(2)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅 を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うこと により、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

③ 区の事業の概要(現行)

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(健康いきがい課) 【事業目的】

子育てになれない母親の不安を少しでも和ら げ、乳児の心身ともに健やかな発育の支援をす る。

【対象者】

乳児健診(3~4か月健診)前までの乳児

【事業内容】

4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育ての環境の確認と母親の育児不安を和らげる情報提供などを実施。

※さらなる支援が必要と認められる家庭には、 複数回の訪問を実施し、養育支援訪問事業につ なげる。

(2)養育支援訪問事業(健康いきがい課・子ども家庭支援センター)

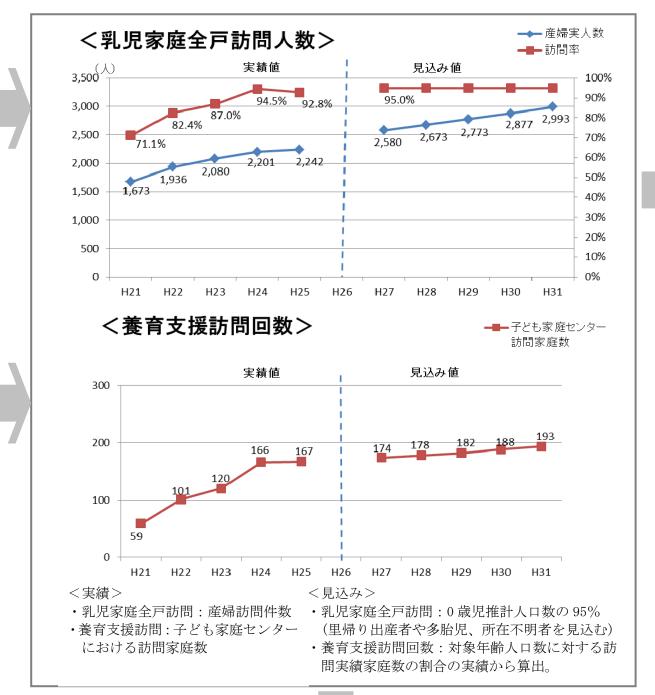
【事業目的】

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭や、保護者による監護が適当でないと認められる家庭、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に認められる家庭等に対する支援

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する相談、指導及び助言を行う。

④ 事業量の実績と見込み

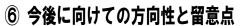


⑦ 確保方策 (案)

単位:人

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
全戸訪問見込み	2,580	2,673	2,773	2,877	2,993
確保	2,580	2,673	2,773	2,877	2,993
養育支援見込み	174	178	182	188	193
確保	174	178	182	188	193

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ



・子育でに不慣れな保護者の不安を和らげ、 必要な支援や助言を行うと共に、乳児と保 護者の状況を把握し、特に支援が必要と認 められる状態の早期発見に努める、関係機 関と連携して必要なサービスにつなげる。 さらに、特定妊婦など妊娠期から支援を必 要とする人を把握するための事業に取り組 み、タイムリーに養育支援訪問事業につな げていく。



1 事業名

子育て短期支援事業

5

3

ス

テ

2 新制度概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育 を受けることが一時的に困難となった児童につい て、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行 う。

③ 区の事業の概要(現行)

【事業目的】

保護者が児童養育することが一時的に困難とな った場合に、当該児童を北区が指定する児童養 護施設で短期的に養育することにより、地域住 民の子育て支援と児童の福祉の向上を図る。

【対象者】

区内の在住の2歳以上12歳(小学6年生)まで の児童

病気や出産の入院、家族の介護、事故や災害、 冠婚葬祭の出席、仕事(残業や出張等)、その他 特別な事情による場合に利用可能。

【事業内容】

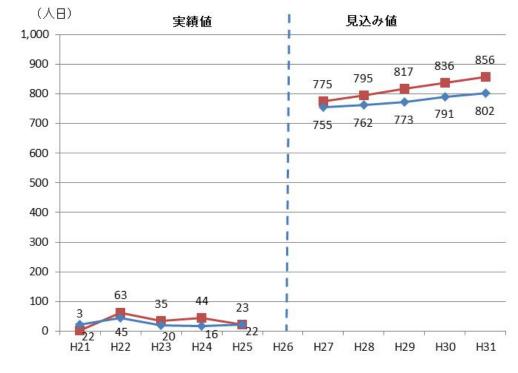
星美ホームに委託し、児童の食事その他身の回 りの世話をする。

利用料 1日(1泊) 2,800円 利用日数 原則年間7日以内

4 事業量の実績と見込み

<子育て短期支援事業 (ショートスティ)延日数>

→ 利用人日数(0~5歳家庭) → 利用人日数(就学児童家庭)



<実績>

- •利用延日数:利用実績日数
- 定員:
- 1日当たり5名×360日=1,800名

<見込み>

- ニーズ調査結果により算出。
- <補正>

利用日数の最大を7日とする。仕方なく 子どもだけで留守番させた人を除く。



⑦ 確保方策 (案)

単位・人口

					+位・八口	_
	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
ショートスティ 見込み (O~5歳家庭)	775	795	817	836	856	
ショートステイ 見込み (就学児家庭)	755	762	773	791	802	
確保(定員) 5名/日×360日	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・就学前調査では、「この1年間に、保護者の 用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など) により、宛名のお子さんを泊りがけで家族 以外にみてもらわなければならないことは あったか」について、「ショートステイを利 用した」の割合が1.3%と低く、また、「仕 方なく子どもだけ留守番させた」の割合に ついても 0.8%と低くなっている。
- 就学児童では「ショートステイを利用した」 の割合が 0.6%と低く、「仕方なく子どもだ け留守番させた」の割合についても 7.6%と なっている。



・現在、宿泊を伴う保育支援の需要は必ずし も高いものではないが、ひとり親家庭の増 加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加 が見込まれる。

利用のための要件が、入院や出張、冠婚葬 祭等となっており、かつ1週間前までに申 し込み、審査を受ける必要があるため、利 用のハードルが高く感じられる面がある。

・入院などの場合は7日だけでは足りないケ ースも考えうるため、利用限度日数は検討 が必要。



1 事業名

6

子育て援助活動支援事業

9

ァ

Ξ

IJ

サ

ポ

セ

タ

(就学児

2 新制度概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う

③ 区の事業の概要(現行)

【事業目的】

子育てと仕事の両立及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時保育など多様な保育ニーズに対応するとともに、地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。

【対象者】

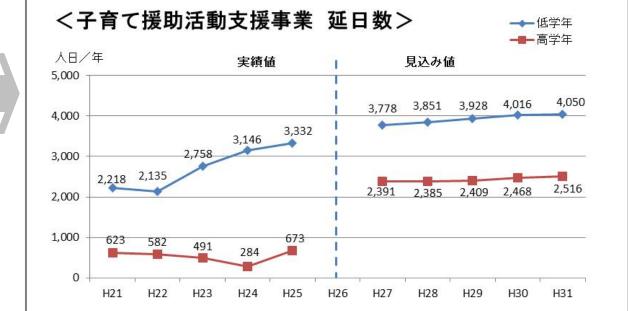
育児の支援を行う者(サポート会員)と育児の支援を受ける者(ファミリー会員)とで構成する。

- ・サポート会員:区内在住の20歳以上の健康な方で、サポート会員養成講座を修了し、登録された方。
- ・ファミリー会員:産休明け(生後57日)~小学6年生までのお子さんを子育てしている方

【事業内容】

- <活動内容>児童の一時的な保育、保育園等への 送迎 等
- <活動時間>原則7:00~20:00
- <利用料金>月~金曜 児童1人1時間 800円 上記以外 児童1人1時間 900円

④ 事業量の実績と見込み



<実績>

- ・低学年:6-9歳の利用延日数
- ・高学年:10-12歳の利用延日数 ※ニーズ調査による見込み算出が 就学児のみの対象であるため、未就 学児利用は除いた数とする。

※未就学児の実績 単位:人

H21	H22	H23	H24	H25
8, 520	9,070	9, 603	10, 178	10, 261

<見込み>

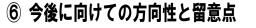
ニーズ調査結果により算出

<補正>

母親がフルタイム就労で帰宅時間が 18 時より後の人を対象とする。 利用希望がありながら、利用日数を 無回答とした人も含め、見込み量を 算出した。

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ

・就学前児童調査におけるファミリー・サポート・センター事業の利用ニーズは低学年で1.6%、高学年で1.3%となっており、週あたりの利用日数は低学年が「1日」が2件、「5日」が1件、高学年が「1日」、「3日」、「5日」がそれぞれ1件ずつとなっている。(無回答:低学年2件、高学年1件)



- ・「地域」での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業である。
- 利用内容の多くが、保育園・幼稚園・学童 クラブ・特別支援学級への送り迎えであり、 幼少人口の増加に伴い利用者は増えること が見込まれる。
- ・安定したサポート会員(育児の支援を行う者)の確保と人材の育成が今後の課題である。
- ・事業のさらなる周知と、手続き方法など利 用者が使いやすい事業とする検討を重ね る。





	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
ファミリー・サホ [°] ート 見込み	6,169	6,236	6,337	6,484	6,566
確保	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200



単位:人日/年

1 事業名

時

預

か

IJ

② 新制度概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難 となった乳幼児について、主として昼間において、 認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠 点その他の場所において、一時的に預かり、必要な 保護を行う。

③ 区の事業の概要(現行)

①幼稚園の預かり保育

通常の教育時間の終了後や長期休暇中にお子さ んを預かる。

【対象者】

区内私立幼稚園に在園しているお子さん

【実施場所】

私立幼稚園全園で実施

②一時預かり保育

家庭で育児をしている保護者の方が、用事や休養 等により、一時的に保育を必要とするお子さんを 預かる。

【対象者】

北区に住所を有し、8か月から就学前までの健康 で集団保育が可能なお子さん

【実施場所】

私立認可保育所および区立の指定管理者運営保 育園で実施

③緊急保育

緊急に保育を必要とするお子さんを、1カ月以内 で保育が必要な期間預かる。

【対象者】

北区に住所を有し、各実施区立保育園の入園可能 な月齢から就学前までの健康で集団保育が可能 なお子さん

【実施場所】

区内公立認可保育所で実施

④子どもトワイライトステイ事業 保護者が入院や残業などのときに、ほかに支援者 がいない場合の夜間の一時預かり。

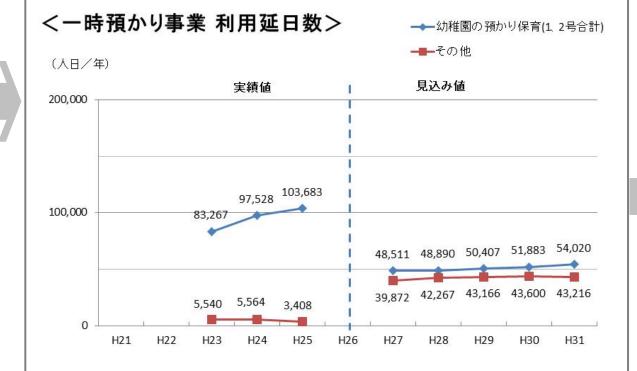
【対象者】

区内に住所を有し、2~12歳までのお子さん 【実施場所】

児童養護施設「星美ホーム」

その他、ファミリー・サポートセンター事業

4 事業量の実績と見込み



<実績>

- ・幼稚園の預かり保育 補助金の申請状況から算出
- その他

次の事業の利用実績 保育園の一時預かり保育

緊急保育

トワイライトステイ

<見込み>

ニーズ調査結果により算出。

<補正>

日常的にみてもらえる親族のいる人を除く。

【2号による認定】

利用意向日数から幼稚園の長期休暇中利用す る必要がない人を除く。

利用意向日数を就労日から利用日数(問 22 の 就学前児童のファミリー・サポート 1該当者)に変更。

【上記以外】

0~2歳児を対象とする。

⑦ 確保方策 (案)

単位:人日/年

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
幼稚園の一時 預かり見込み	48,511	48,890	50,407	51,883	54,020
確保	48,511	48,890	50,407	51,883	54,020
上記以外見込み	39,872	42,267	43,166	43,600	43,216
確保	33,300	35,800	38,300	40,800	43,300

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・「日中の定期的な保育や病気のため以外に、 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で 不定期に利用している事業はありますかし という問いについて、「利用していない」が 76.0%と最も高いが、21.9%の保護者は一 時預かり事業を必要としている。
- ・利用している事業のうち、「幼稚園の預かり 保育」が9.7%と高いことから、教育時間終 了後の一時預かりのニーズの高さがうかが
- ・「利用していない」と回答した方で、その理 由として、「特に利用する必要がない」が 71.2%と最も高いが、「事業の利用方法(手 続き等)が分からない」が18.9%あること からも、利用方法の周知が必要である。



⑥ 今後に向けての方向性と留意点

・保護者に急な用事が生じたときや、子育て に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、 一時保育の重要性が高まっている。利用方法 の周知等にさらに努める。



1 事業名

8

時

間外保育事業

(延長保育事業

2 新制度概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用 時間以外の時間において、認定こども園、保育所 等において保育を実施する。

③ 区の事業の概要(現行)

【事業目的】

保護者の勤務・通勤時間の都合で、週3日また は月 12 日以上、午後 6 時 15 分までにお迎えに 来ることができない家庭の、満1歳以上のお子 さんを対象として保育を行う。

【対象者】

同上

【事業内容】

1 時間保育:午後6時15分~7時15分(補食) 2 時間保育:午後6時15分~8時15分

3 時間以上:午後6時15分~9時15分

を基本とする。

③ 事業量の実績と見込み

<時間外保育事業(延長保育事業)延べ人数>



<補正>

私立保育園:週平均利用者数

日常的にみてもらえる親族のいる人を除く。 18 時より後に帰宅する人を対象とする。

認可保育所希望者のみ対象とする。

⑦ 確保方策 (案)

単位:人

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
時間外保育 見込み	1,174	1,205	1,238	1,266	1,297
確保	967	1,050	1,133	1,216	1,297

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ

・平日に定期的に利用している教育・保育の 事業の現在の利用終了時間は、「18時台」以 降の割合が34.1%となっている。一方で、 希望の利用終了時間は、「18時台」以降の割 合が33.8%となっており、時間数について のニーズはおおむね現状どおりであること が分かる。



⑥ 今後に向けての方向性と留意点

- ・仕事と生活の調和を実現させるため、保護 者の就労形態の多様化に対応した保育サー ビスの充実が求められている。
- ・実際の利用状況を見据えながら、延長保育 のさらなる充実に努める。



1 事業名

9

病児病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設 された専用スペース等において、看護師等が一時 的に保育等する。

2 新制度概要

③ 区の事業の概要(現行)

【事業目的】

仕事などの事由により、病気の回復期にあるお 子さんの世話ができない保護者に変わってお預 かりする。

【対象者】

区内外の保育園などに通園する1歳から就学前 までのお子さん

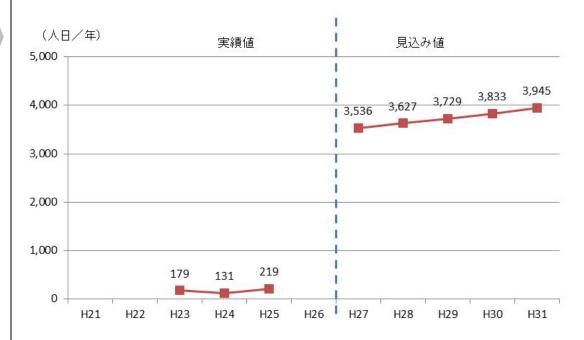
※但し、事前の登録等が必要

【事業内容】

キッズタウン東十条保育園の病後児保育室で、 月-金曜の8:00-18:00の間に実施。

4 事業量の実績と見込み

<病児・病後児保育事業 延日数>



<実績>

病後児保育のみ

• 利用人日: 利用実績回数

1日4人×250日(平日)=1,000人 る人を除く。

<見込み>

ニーズ調査結果により算出。

<補正>

日常的、緊急的にみてもらえる親族、知人のい

━ 利用人日/年

仕方なく子どもだけで留守番させた人を除く。 居宅訪問型保育利用者を除く。

⑦ 確保方策 (案)

単位:人日/年

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
病児・病後児 保育見込み	3,536	3,627	3,729	3,833	3,945
確保	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・「この1年間に、お子さんが病気やケガで通 常の事業が利用できなかったことはある か」との問いについて、「あった」が 75.3% となっている。その対処方法として、「病 児・病後児の保育を利用した」人は2.5%と ごくわずかであり、多くが「母親が休んで 子どもを看た」と72.3%と回答しているこ とから、多くの保護者は、緊急的に家庭で の保育を実施していることが分かる。
- ・「できれば病児・病後児保育施設等を利用し たい」との回答は46.1%と高い。



⑥ 今後に向けての方向性と留意点

- ・保護者の子育てと就労の両立を支援する病 児保育のニーズが高まっている。病児・病 後児が安心して過ごせる保育環境を整える ために、安全、安心な施設や保育体制づく りに努める。
- ・病児保育実施にあたっては、医師との連携 や施設整備等の課題も多い。

平成27年度に利用料金助成型病児保育事業 が開始予定であるが、平成28年度中に開設 予定の施設型病児保育の利便性等含め、引 き続き検討が必要である。



1 事業名

10

放課後児童健全育成事業

(学童クラブ

2 新制度概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就 学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕 教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を 与ええて、その健全な育成を図る。

③ 区の事業の概要(現行)

【事業目的】

放課後帰宅しても保護者が就労などのため留守にな る家庭、または疾病などの理由により昼間家庭で適 切な保護ができない家庭の児童に、適切な遊び及び 生活の場を与えて、健全な育成を図る。

【対象者】

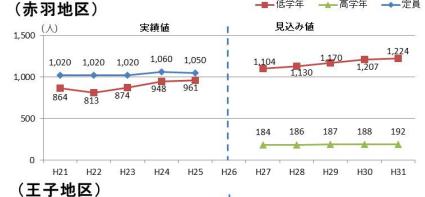
区内の小学校に在籍する児童または区内に居住し区 外の小学校に在籍する児童で、保護者が就労等のた めに留守になる家庭の1年生から3年生までの児

【事業内容】

育成時間 学校開校日 放課後~18:00 学校休業日 8:45~18:00 (一部クラブは19:00まで)

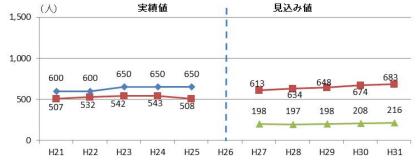
4 事業量の実績と見込み

く放課後児童健全育成事業(学童クラブ)延人数>





(滝野川地区)



<実績>

·定員:4月1日定員数

<見込み>

•利用人数:4月1日登録児童数

就学児童保護者ニーズ調査結果に より算出。

単位:人

⑦ 確保方策 (案)

赤羽 27 年度 28 年度 29 年度 30 年度 31 年度 1.224 年生 確保 1.120 1.160 .1.200 1.200 1.240 見込 186 187 192 4~6 年生 確保 児童館及び放課後子どもプランの特例利用で対応

王	子	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
1~3	見込	656	655	650	643	637
年生	確保	760	760	760	760	760
4~6	見込	115	113	115	118	118
年生	確保	児童館及	び放課後	子どもプラン	の特例利	用で対応

滝野	3JI	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
1~3	見込	613	634	648	674	683
年生	確保	650	650	650	690	690
4~6	見込	198	197	198	208	216
年生	確保	児童館及	び放課後	子どもプラン	の特例利	用で対応

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ

・就学児童調査における、学童クラブ(学童 保育)の利用状況は、「利用している」の割 合が 17.6%となっており、利用していない 人のうち、「今後も利用しない」の割合は 83.8%となっている。

⑥ 今後に向けての方向性と留意点

- ・新基準に掲げる、従事者施設・設備、開所 に係る基準については、現状でほぼ満たし ている。
- ・現在は3年生までを対象としているが、待 機児童が発生している状況であるため、ま ずは待機児童の解消に最優先で取り組む。
- ・受入対象年齢の拡大については、放課後子 どもプランや児童館など、放課後の子ども の居場所を確保するための他の事業とも連 携し、必要な者が支援を受けられるよう検 討していく。
- ・長期休暇中の開所時間の見直しなど、時間 の面での支援も必要である。



(仮称) 北区次世代育成支援計画 (H26.7.3 作成案)



計画名(事務局案)

- ○北区子ども・子育て支援計画 2015
- ○北区子ども・子育て応援計画
- ○北区子ども計画
- ○北区子ども・かがやき計画
- ○北区次世代育成支援計画



目次

弗	引「早」計画の東走にめたつ(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1. 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4. 計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	32章 子ども・子育てを取り巻く現状・課題・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1. 子ども人口の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2. 教育・保育施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3. 地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4. 女性の就労状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5. 子ども・子育てを取り巻く課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1. 基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2. 基本的な視点と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	34章 次世代育成支援行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2. 施策目標と個別目標別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 家庭の育てる力を支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	□保育ニーズに対応した支援サービスの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	□子育てに関する相談・情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	□親育ちへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	□安心できる妊娠・出産・子育てへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	□経済的負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 子育て家庭を支援する地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	□地域における子育て家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	□健やかに育ち、育てる地域活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	□地域における子育てネットワークの育成・支援	
	□地域づくりのための人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	□子どもの安全を確保する活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	(3) 未来を担う人づくり
	□就学前教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□教育の場における子育ちの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□自己実現の場と体験機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□こころとからだの健全な成長への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□ひとり親家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□障害のある子どもと家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□生活困窮家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の普及啓発
	□仕事と子育ての両立のための基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□男女が共に担う子育ての推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 5	章 子ども・子育て支援事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	区域設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	人口推計
3.	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
4.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期
5.	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に
	関する体制の確保の内容
第6	章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	計画の推進状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	
	多様な主体が担う新たな仕組みの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	効果的な行政運営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.	国・都への要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続いており、少子化が急激に進んでいます。平成 24 年 (2012年)の全国の出生数は 103.7万人 (対前年度比 1.3万人減)、合計特殊出生率は 1.41 となっており 微増傾向ではあるものの、なお低い水準にとどまっており、東京都と北区はともに 1.09 とさらに低い水準となっています。

子どもは社会の希望、未来を作る大きな力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる 社会、子ども自身が自己肯定感をもつとともに、幼児期からの人権教育による「いのちの大切さ」 などを身につけ、自ら育つ力を大切にできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない 最重要課題の一つです。

北区においては、平成 17 年度から、北区次世代育成支援行動計画をもとに、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、取り組みを進めてきました。

しかしながら、現在子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

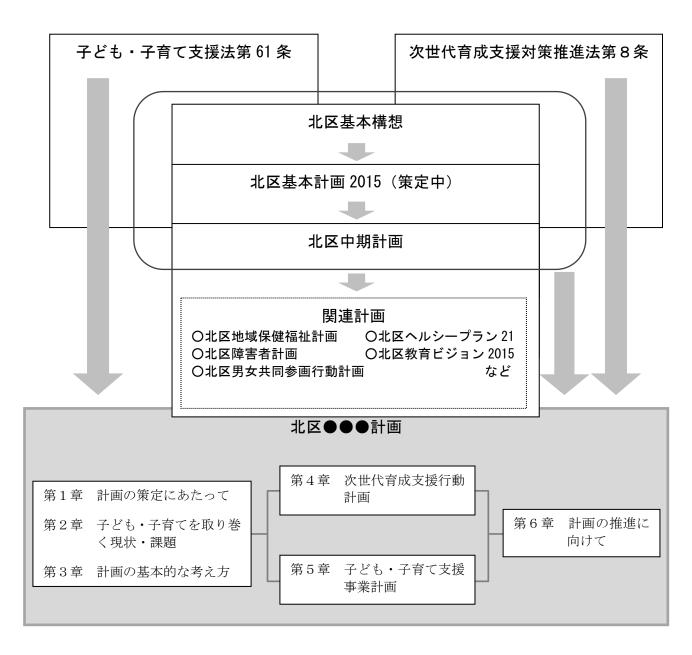
このような課題に対応し、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援するための新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、国は平成24年(2012年)8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法を公布しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

これらを踏まえ、北区では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするため「北区●●●計画」(以下、「本計画」という)を策定します。

2 計画の位置づけ

- この計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育で中の保護者を支援するとともに、 区民が子育でについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、 行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育でを推進するため の「北区の取り組み」として位置づけます。
- この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画と「子ども子育 て支援法」による子ども・子育て支援事業計画を内包する計画として策定するとともに、 北区基本計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。
- この計画は、地域福祉計画、男女共同参画プランをはじめ、他の計画などとの整合を図るものとします。子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とします。

また、子ども・子育て支援事業計画においては、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、 計画の中間年を目途に計画の見直しを行うものとします。

4 計画の策定方法

(1) 区民ニーズ調査の実施

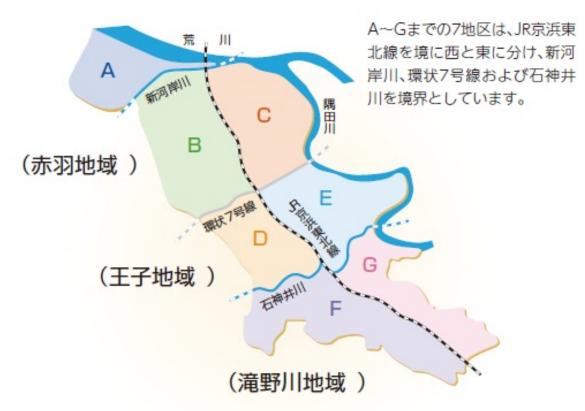
子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生等に対して、 生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、就学前児童($0\sim5$ 歳)及び 就学児童($6\sim11$ 歳)の保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯、 $12\sim18$ 歳の区民、 小学校 5年生を対象として、「北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を平成 25年度 に実施しました。

(2)「北区子ども・子育て会議」の開催

この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援 施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による区民、学識経験者、 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「北区子ども・子育て会議」を 開催し、計画の内容について審議しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状・課題

【北区全域図】



Α	浮間地区	浮間1~5丁目
В	赤羽西地区	赤羽北1~3丁目・桐ケ丘1~2丁目・赤羽台1~4丁目・赤羽西1~6丁目・ 西が丘1~3丁目・上十条5丁目・十条仲原3~4丁目・中十条4丁目
С	赤羽東地区	赤羽1~3丁目·岩淵町·志茂1~5丁目·赤羽南1~2丁目·神谷2~3丁目· 東十条5~6丁目
D	王子西地区	上十条1~4丁目·十条仲原1~2丁目·中十条1~3丁目·岸町1~2丁目· 十条台1~2丁目·王子本町1~3丁目·滝野川4丁目
E	王子東地区	東十条1~4丁目·神谷1丁目·王子1~6丁目·豊島1~8丁目
F	滝野川西地区	滝野川1~3丁目・滝野川5~7丁目・西ケ原1~4丁目・上中里1丁目・ 中里1~3丁目・田端1~6丁目
G	滝野川東地区	堀船1~4丁目·栄町·上中里2~3丁目·昭和町1~3丁目·東田端1~2丁目· 田端新町1~3丁目

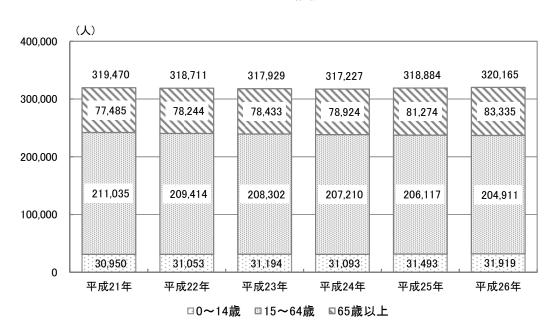
1 子ども人口の現状

(1)人口の現状

- 〇人口の推移から、年少人口($O\sim14$ 歳)は年々増加している傾向がみられます。地区別では、浮間地区の年少人口($O\sim14$ 歳)割合が他地区に比べ、高くなっています。
- 〇年齢別就学前児童数は、全域では、〇歳、1歳、2歳で年々増加している傾向がみられます。 地区別では、赤羽西地区の〇歳人口の割合が他地区に比べ、低くなっています。
- 〇北区の合計特殊出生率は、微増傾向にあるものの、国、都の率を下回っています。
- 〇社会動態(転出入に伴う人口の動き)は、平成 20 年、24 年において、転入数が転出数を 大きく上回っています。

ア 北区における人口の推移

図 人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在) ※平成25、26年については外国人人口を除く。

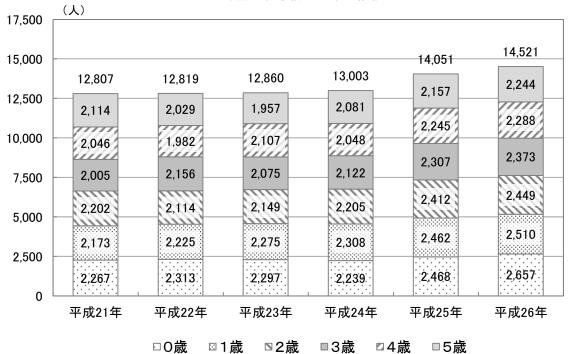
表 3区分年齢別の地区別人数・割合

	浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東
0 - 14 場	3,294	6,594	4,838	2,608	6,694	6,712	2,580
0~14 歳	(14.5%)	(10.6%)	(9.3%)	(8.3%)	(10.1%)	(9.5%)	(8.6%)
15~64 歳	14,959	37,186	34,717	20,578	43,480	47,400	19,641
15~64 成	(65.6%)	(60.0%)	(66.8%)	(65.1%)	(65.2%)	(66.8%)	(65.7%)
65 歳以上	4,539	18,189	12,412	8,422	16,489	16,819	7,667
00 放以上	(19.9%)	(29.4%)	(23.9%)	(26.6%)	(24.7%)	(23.7%)	(25.7%)
合 計	22,792	61,969	51,967	31,608	66,663	70,931	29,888

資料:住民基本台帳(平成26年4月1日現在)

イ 北区における年齢別就学前児童数の推移

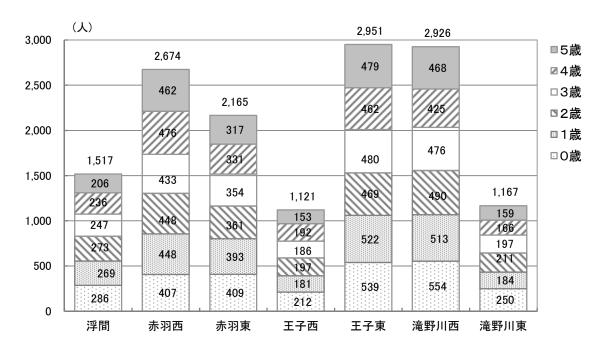
図 年齢別就学前児童数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※平成24年7月の住民基本台帳法改正により、平成25年以降のデータには外国人人口を含む。

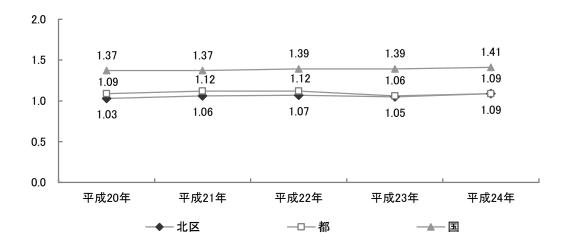
図 地区別の年齢別就学前児童数 (平成26年4月1日現在)



資料:住民基本台帳(平成26年4月1日現在)

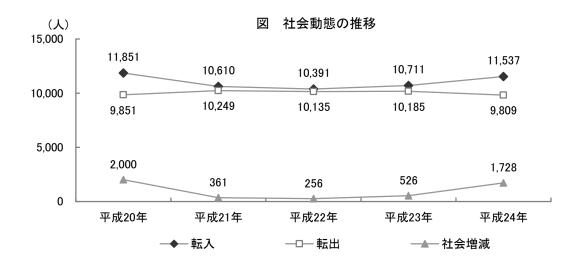
ウ 北区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

図 合計特殊出生率の推移・比較



資料:厚生労働省「人口動態統計」東京都「人口動態統計」

エ 北区における社会動態

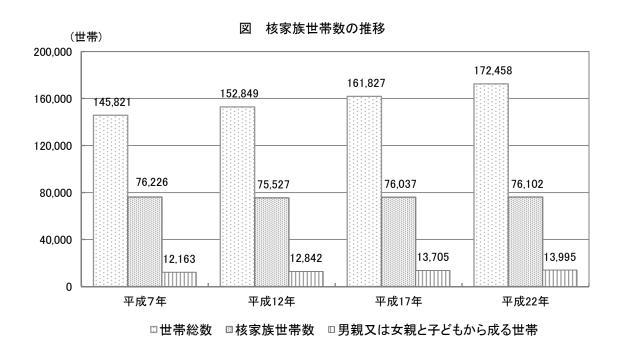


資料:東京都「東京福祉保健局年報」

(2)世帯の現状

○核家族世帯数は、単身世帯の増加により年々増加しています。

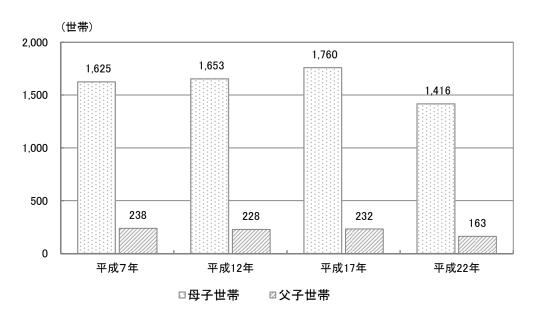
ア 北区における核家族世帯数の推移



資料:国勢調査

イ 北区における母子世帯・父子世帯数の推移

図 母子世帯・父子世帯数の推移



資料:国勢調査

※注)母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の 20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

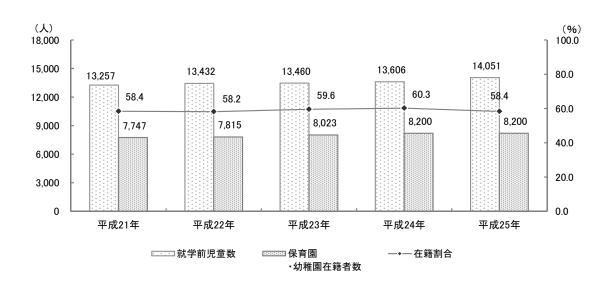
2 教育・保育施設の現状

(1) 認可保育園・幼稚園の現状

- 〇就学前児童数と認可保育園・幼稚園の在籍者数の推移は、すべてで年々増加している傾向が みられます。
- 〇各歳児の公立保育園及び私立保育園在籍者数の推移は、すべてで年々増加している傾向がみ られます。
- 〇待機児童数の推移は、平成 24 年では 33 名と減少したものの、平成 25 年に再び 125 名と増加に転じ、さらに平成 26 年では 69 名と減少しました。
- 〇各歳児の区立幼稚園在籍者数の推移は、大きな差異はみられません。
- 〇各歳児の私立幼稚園在籍者数の推移は、すべてで年々増加している傾向がみられます。

ア 北区における就学前児童数と認可保育園・幼稚園の在籍者数

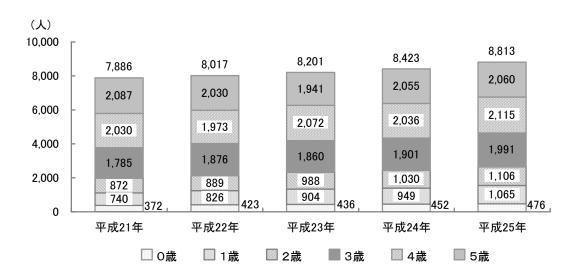
図 就学前児童数と認可保育園・幼稚園の在籍者数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)、私立幼稚園(区外)は、「私立幼稚園等保護者 負担軽減事業費」の補助利用者数、公私立保育園(区外)は、管外委託児童数から算出 ※北区内、北区域外利用者を含む

イ 北区における各歳児の施設在籍者数

図 北区における各歳児の施設在籍者数の推移



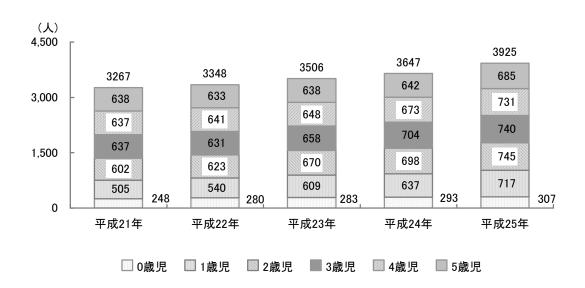
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)、私立幼稚園(区外)は、「私立幼稚園等保護者負担軽減事業費」の補助利用者数、外国人学校は、「外国人学校児童生徒保護者負担費」の補助利用者から算出。公私立保育園(区外)は、管外委託児童数から算出。認証保育園の区外利用者は、認証保育園運営費交付決定の区外施設分。保育室の区外利用者は、「認証保育園等保育料補助」の補助利用者数。

※北区内、北区域外利用者を含む

(2) 認可保育園の現状

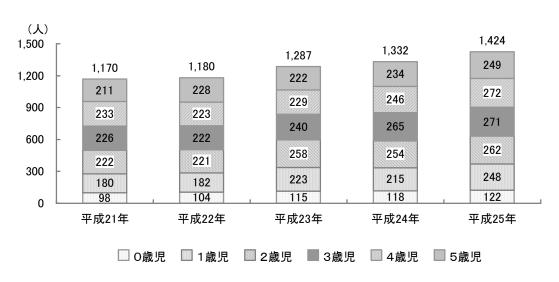
ア 北区における各歳児の保育園在籍者数

図 各歳児の公立保育園在籍者数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)、私立保育園(区外)は、 管外委託児童数から算出 ※北区内、北区域外利用者を含む

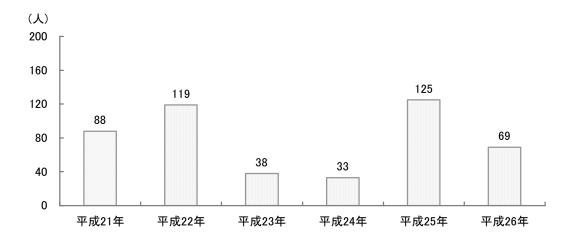
図 各歳児の私立保育園在籍者数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)、私立保育園(区外)は、 管外委託児童数から算出 ※北区内、北区域外利用者を含む

イ 北区における待機児童数の推移

図 待機児童数の推移

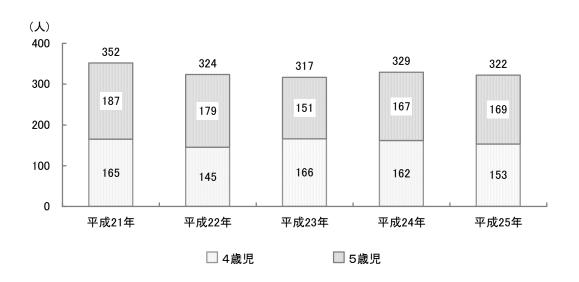


資料:保育課集計

(3) 幼稚園のまとめ

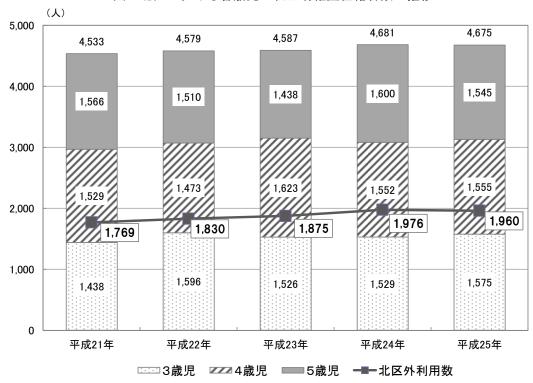
ア 北区における各歳児の幼稚園在籍者数

図 各歳児の区立幼稚園在籍者数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

図 北区における各歳児の私立幼稚園在籍者数の推移



3 地域の実情に応じた地域子育て支援事業の現状

(1) 時間外保育事業

通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行っています。

	平成	平成	平成	平成	平成
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
利用者数(人)	404	420	490	473	520

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者等の就労のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学生児童に対し、 児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健 全育成を図っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員(人)	2, 360	2, 380	2, 430	2, 480	2, 470
利用者数(人)	2, 046	2,003	2, 038	2, 100	2, 100

(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童 福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員(人日/年)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
利用者数(人日/年)	25	108	55	60	45

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言、サービス提供者と利用者の間の 連絡調整を行うなど、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べ る場を提供しています。

	平成	平成	平成	平成	平成
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
利用者数(人回/年)		166, 001	168, 744	178, 581	174, 373

(5) 一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育園や幼稚園で子どもを預かっています。

①幼稚園の預かり保育

	平成	平成	平成	平成	平成
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
利用者数(人日/年)			83, 267	97, 528	103, 683

②一時預かり保育、緊急保育、ファミリー・サポート・センター (就学前)、トワイライトステイ

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員(人日/年)		43, 800	47, 100	48,000	49, 200
利用者数(人日/年)		4, 717	5, 540	5, 564	3, 408

(6) 病児病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育 施設で児童を預かっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員(人日/年)			1,000	1,000	1,000
利用者数(人日/年)			179	131	219

(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 低学年(人日/年)	2, 218	2, 135	2, 758	3, 146	3, 332
利用者数 高学年(人日/年)	623	582	491	284	673

(8) 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、母子手帳の交付を受けた方などを対象として、妊婦健康診査にかかった費用の助成を行っています。

	平成	平成	平成	平成	平成
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
受診回数 (回)	28, 677	29, 746	29, 599	30, 500	32, 877

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問をして、子育て等の助言や 相談を行っています。

	平成	平成	平成	平成	平成
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
訪問人数(人)	1,673	1, 936	2, 080	2, 201	2, 242

(10) 養育支援訪問事業 (子ども家庭支援センター実施分)

養育支援が特に必要と判断した家庭を訪問し、養育に関する相談及び指導を行っています。

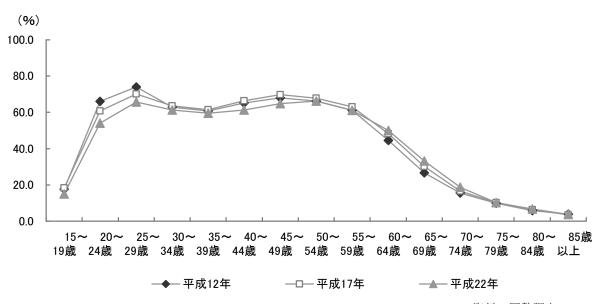
	平成	平成	平成	平成	平成
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
訪問家庭数(人)	59	101	120	166	167

4 女性の就労状況

- ○女性の年齢別労働力率は、25~29歳で高くなった後、30~39歳の結婚・出産・育児にあたる年齢で一旦低下する傾向が見られますが、その程度は年々、緩やかになってきています。
- ○女性の未婚・既婚別労働力率の比較は、25歳から44歳で大きく違いがみられ、20ポイント以上の差が開いています。

ア 北区における女性の年齢別労働力率の推移

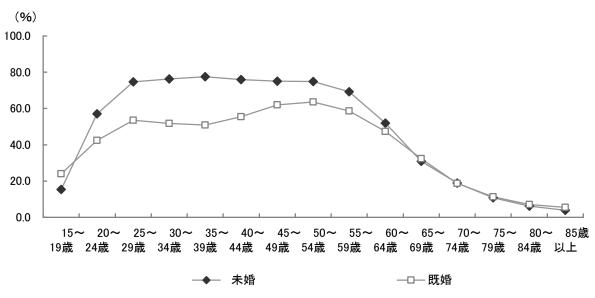
図 女性の年齢別労働力率の推移



資料:国勢調査

イ 北区における女性の未婚・既婚別労働力率

図 女性の未婚・既婚別労働力率の比較



資料:国勢調査

5 子ども・子育てを取り巻く課題

ニーズ調査や現状などから見えてきた課題を「子 ども・子育て会議」での議論等を踏まえ、今後記 述します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

『子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち』

「子どもの笑顔」には子どもの育ちへの支援、子どもの人権が守られることが象徴されており、「家庭や地域の元気が満ちるまち」には、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。「輝く北区」は、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。

2 基本的な視点と基本方針

(1)基本的な視点

『子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す』

子育てをしている保護者への支援とともに、子どもたちの持つ「自ら育つ力」を最大限に 引き出すための支援が必要です。

これを進めるには、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの 柱とした子どもの基本的な人権を尊重することが重要であり、子どもの基本的な人権の尊重 が、「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。

そのため、北区では、子どもの人権の尊重を本計画の「基本的な視点」とし、すべての施 策を展開していきます。

(2)基本方針

〇"すべて"の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

〇"まちぐるみ"での子育て支援

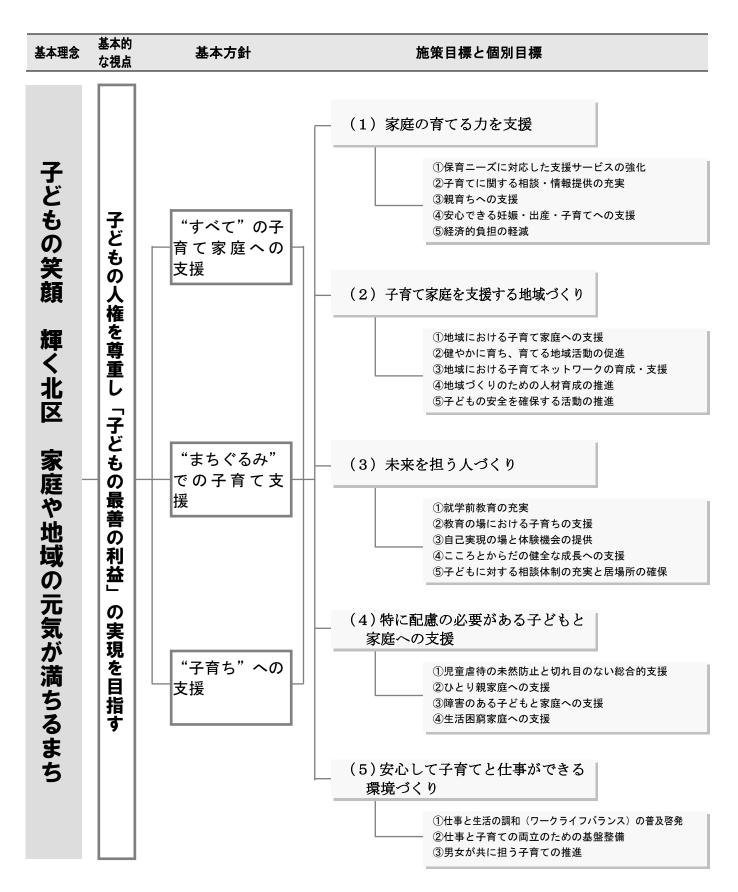
地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう"地域"の力と"行政"とが協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

〇 "子育ち"への支援

北区のすべての子ども対し、心身ともに健全な成長と自立に向けた支援と、居場所づくりなどの環境づくりを進めていきます。

第4章 次世代育成支援行動計画

1 計画の体系



2 施策目標と個別目標別事業

(1) 家庭の育てる力を支援

子育てに楽しみや喜びが感じられるよう、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供の 充実、子育てを学ぶ場の提供、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、妊娠・出産の経過に満足することがよい子育てにつながることから、安心できる妊娠と出産への取り組みとともに、子どもが健やかに育つよう子どもの発育・発達への支援、子どものいのちとこころを守る取り組みを推進します。

①保育ニーズに対応した支援サービスの強化

低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備・誘致に取り組み、保育所の待機児童の解消を目指します。

また、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を必要とするすべての児童が利用することができるよう学童クラブを整備するとともに、放課後子どもプランの拡充を踏まえながら、 待機児童の解消に努めていきます。

延長保育や病後児保育、一時保育など多様な保育サービスの充実を図るとともに、これら を柔軟に実施するため、多様な主体によるサービスの提供体制を築きます。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

②子育てに関する相談・情報提供の充実

保護者や子ども自身が、児童館や保育園、幼稚園、健康いきがい課健康相談係など身近に 相談しやすい環境を提供するとともに、より専門的な相談・深刻な相談にも対応できるよう 子ども家庭支援センターや教育相談所など、相談体制を充実します。

子育てに関する情報をきめ細かく、かつ、必要な人に届くよう、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などを活用し、子育てに関する情報を発信してきます。また、子育て支援に携わる人に対し、常に新しい情報を提供し、子育て支援の窓口が情報の発信基地となるよう努めます。

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

③親育ちへの支援

子育てに不安を持つ親や祖父母に対し、自分に合った子育ての仕方を学ぶ場を提供し、い きいきと自信をもって子育てできる親育ちへの取り組みを推進します。

また、中高生世代などが子どもを生み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育園、幼稚園、児童館、子ども家庭支援センターなどで乳幼児とふれある機会の確保に努めます。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

④安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

初めての出産に際し、これから親になる人に対し、妊娠や出産・育児についての正しい知識の普及を行うとともに、体験ができる場の提供や身近な相談体制の充実に取り組みます。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

⑤経済的負担の軽減

子ども施策の充実や経済的負担の軽減策について、国や東京都に要請を行っていきます。 また、子ども医療費助成や私立幼稚園・認証保育所等に通園する児童の保護者に対する負 担軽減など子育て世帯への経済的支援の一層の充実に努めます。

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

(2)子育て家庭を支援する地域づくり

住み慣れた地域で安心して子育てと子育ちができるよう、地域ぐるみによる子育て支援、 地域活動の促進、子育てネットワークづくり、人材の育成などを推進します。

①地域における子育て家庭への支援

子育て支援の核となる拠点を整備し、親と子の育ちの機会の充実や交流の場の提供を充実 します。

また、子育て家庭が地域で孤立しないよう、地域の子育て施設や青少年地区委員会等地域コミュニティが連携し、子育て支援に取り組んでいきます。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

②健やかに育ち、育てる地域活動の促進

子育て中の親に対する育児不安の予防や軽減を図るため、地域の中で子育ての仲間づくりができるよう児童館や保育園、健康いきがい課健康相談係などにおいて子育てグループへの支援に取り組みます。

また、豊かな地域生活の構築のため、学校や児童館、図書館、区立公園、子育て団体の拠点などにおいて地域の子育てグループや団体等との共同による事業に取り組みます。

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

③地域における子育てネットワークの育成・支援

地域の子育て団体それぞれが持つノウハウの共有化やグループの基盤を厚くすることが できるようネットワークの育成に取り組みます。

また、子ども家庭支援センターをはじめ、児童館、保育園、学校、幼稚園、民生・児童委員、児童相談所等の行政機関が子育て支援のための横断的なネットワークの構築に取り組みます。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

④地域づくりのための人材育成の推進

地域における子育て支援の多様な担い手が、さまざまな子育て支援のニーズに応えられるよう研修等の充実に取り組みます。

また、育児サークル等が主体的に活動できるような支援や、地域の子育て支援の担い手に情報提供や支援ができるよう児童館や保育園、幼稚園職員等に対する研修を充実させます。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

⑤子どもの安全を確保する活動の推進

警察などの関係機関と連携し、子どもと年代に応じた交通安全教育を推進するとともに、 歩道のバリアフリー化や新設・拡幅整備を進めるなど、安全な歩行者空間の確保に努めます。 また、家庭内での事故は、事前に住環境の整備や、子どもに注意力を付けされることで防 げるため、児童館や健康いきがい課健康相談係などにおいて保護者等に対し、家庭内事故の 防止に関する知識の周知に努めます。

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

(3) 未来を担う人づくり

子どもたちが、元気に未来に向かって明るく伸び伸びと育っていけるよう、さまざまな体 験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の充実を図ります。

また、「子どもの権利条約」の子どもの基本的人権の4つの柱である「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」について子どもをはじめ区民に広く周知し、子どもの権利擁護に努めるとともに、子ども自らが「いのちの大切さ」等を身につけることができるよう、幼児期からの人権教育の充実を図ります。

①就学前教育の充実

幼児期の教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを踏まえ、公立・ 私立、幼稚園・保育園の区別なく共通性のある就学前教育を受けられるよう幼児教育の充実 を図ります。

小学校と幼稚園や保育園との接続の円滑化のため、就学前教育プログラム及び就学前教育 カリキュラム実証研究を東京都とともに行い、今後の就学前教育に研究の成果を活かしてい きます。

また、就学前教育における家庭の役割は大きく大切なものであり、幼稚園や保育園を地域に開かれたものとして家庭との連携を図るとともに、ブックスタートやこども図書館の運営などを通して、家庭との連携を充実させます。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

②教育の場における子育ちの支援

確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むため に、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。

また、通学区域の重なる、幼稚園、小学校、中学校からつくられる近隣複数学校のネット ワークで、一校だけではできないことを複数校が連携・協力して実践し、質の高い教育を目 指します。

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

③自己実現の場と体験機会の提供

子どもの豊かな人間性や社会性を培うため、自然とのふれあいや、異なる世代の人々との 交流、異なった価値観に触れるなどの機会を充実するとともに、主体的な活動をサポートし ます。

社会に貢献する喜びを実感できるよう、地域活動やボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。また、中高生世代を中心に子どもが自由に意見を表目できる機会を確保し、その意見を区政に反映できるよう配慮します。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

④こころとからだの健全な成長への支援

乳幼児の順調な成長・発達と健康を守るとともに、保護者の育児不安解消や病気等の早期 発見のため、乳幼児健診や新生児への訪問指導の充実に取り組みます。

また、子どもから大人への移行期であり、第二次性徴出現期である思春期の心と体のバランスをうまく取れない子どもたち及びその保護者に対し、学校や教育相談所、子ども家庭支援センター、健康いきがい課健康相談係などが連携し正しい知識の普及を行うとともに相談事業の充実を図ります。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

子どもが抱える問題や心配ごとに対して、子どもが抱え込んでしまうことがないよう、気軽にいつでも相談できる体制の充実を図るとともに、地域の中で、気軽に立ち寄り、問題や悩み事を相談したり、活動できる、子どもの居場所を確保していきます。

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

(4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

虐待の発生予防及び早期発見体制を充実するとともに、ひとり親家庭や障害のある子どもと家庭など特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

①児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

育児中の親の孤立を防ぐ観点から地域における子育て支援を充実するとともに、乳幼児訪問や乳幼児健康診査、「育ち愛ほっと館」や児童館等における育児相談などの取り組みを充実します。

また、「育ち愛ほっと館」を中心として児童相談所や関係機関と連携を強化し対応を行います。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

②ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や東京都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。

また、安心して子育てと就業を両立させることができるよう、保育園や学童クラブの利用 に際しての配慮を行うとともに、相談体制の充実や情報提供に努めます。

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

③障害のある子どもと家庭への支援

発達障害児に関する取り組みは子育て支援の一環として、早期相談・早期療養が可能となるよう関係機関と連携をしながら、さくらんぼ園を中心として支援を充実させます。

障害のある児童生徒の特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に 伸長し、それぞれが自分らしく輝くことのできる教育を展開します。

また、「共生社会」の実現を図るため、障害及び障害児に関する住民の理解や協力を得るよう住民に対する啓発・広報活動を推進します。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

4生活困窮家庭への支援

すべての子どもが、平等に教育や保育が受けることができるよう、生活困窮家庭に対し援助等の支援を行っていきます。

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワークライフバランスを普及・啓発するとともに、 仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進します。

①仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の普及啓発

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会を目指し、区民や企業に仕事と生活の調和 (ワークライフバランス) の重要性の認識を深めるよう周知活動を行い啓発に努めます。 また、企業や事業主に対し、一般事業主行動計画の策定について周知するとともに、支援を行います。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

出産や子育で期間中の各段階に応じた多様な働き方を選択できるよう、保育サービス等の 子育で支援策を充実します。

また、短期間勤務制度の義務化や所定外労働の免除の義務化、育児休業の取得など「育児・介護休業法」の内容を周知し、企業の子育て支援環境整備に向けた取り組みを促進します。

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

③男女が共に担う子育ての推進

未だに根強い男女の固定的役割分担意識を解消し、男性の子育てへのより一層の参画を促すような取り組みを進めます。

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他 業務の円滑な実施に関する計画を定めるものである。

1 区域設定

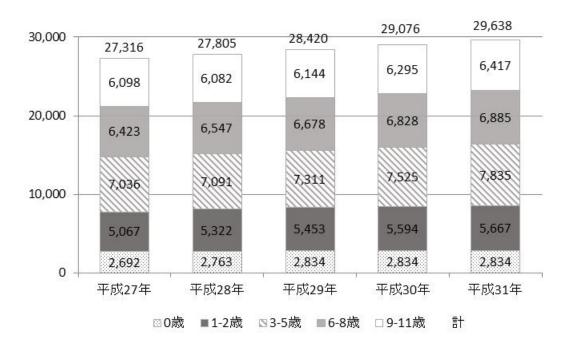
事業計画の策定にあたっては、地域の地理的特性、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域ごとに検討を進める必要があります。

本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を、1区域の人口が10万人前後となる3つの区域(王子地区、赤羽地区、滝野川地区)に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

2 人口推計

北区における $0 \sim 11$ 歳児の人口は、ここ数年において増加が見られることから、平成 27 年では 27,316 人、平成 31 年では 29,638 人と、27 年以降の 5 年間も増加の傾向が続くものと推計しました。

学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出については、 この人口推計を使用していきます。



3 「幼児期の教育・保育」の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその 実施時期

(1) 保育園(所)・認定こども園・地域型保育

【今後の方向性】

- ○認可保育所の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育所を基軸とした新規整備を進めます。
- ○認可保育所への移行を希望する認証保育所で、設置運営基準を満たす見込みのある施設に 対して支援を行います。
- ○低年齢児(0-2歳)に特化した保育事業について、その先の受け皿として多様なサービスを選択できるよう、必要な定員確保に努めます。
- ○地区間において、施設や事業の偏在、需給バランスの不均衡が生じた場合、状況に応じて 解決策を検討し、調整を行います。

【赤羽地区】

107-17-0-1												
			1 年目 (平成 27 年度)		2 年目 (平成 28 年度)		3 年目 (平成 29 年度)		4年目		5年目(巫典 31年度)	
		(千成 2	/ 平皮/	(千成 2	8 年度/	(干成 2	9 年度/	(平成 30 年度)		(平成 31 年度)		
		3-5 歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の	3-5 歳 保育の必 要性あり	0-2 歳 保育の	3-5歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の	3-5歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の	3-5歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の	
		保育利用	必要性 あり	保育利用	必要性 あり	保育利用	必要性 あり	保育利用	必要性 あり	保育利用	必要性 あり	
①量の見込	①量の見込み		1,341 人	1,393 人	1,383人	1,435 人	1,417人	1,469人	1,446人	1,511人	1,460 人	
	保育園・認定 こども園	1,548 人	1,177人	1,671 人	1,222 人	1,725 人	1,267 人	1,725 人	1,267 人	1,725 人	1,267 人	
②確保の 内容	地域型保育 事業		0人		19 人		19 人		19 人		19 人	
	認可外保育 施設等	5 人	145 人	5 人	145 人	5 人	145 人	5 人	145 人	5 人	145 人	
2-1	過不足	180 人	▲19 人	283 人	3 人	295 人	14 人	261 人	▲15人	219 人	▲29 人	

【王子地区】

		1 年目 (平成 27 年度)		2 年目 (平成 28 年度)		3 年目 (平成 29 年度)		4 年目 (平成 30 年度)		5 年目 (平成 31 年度)	
		3-5 歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の	3-5歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の	3-5歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の	3-5歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の	3-5歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の
		保育利用	必要性 あり	必要性 め め め り し か り り か り し か り し か り り り か り し か り り り り	保育利用	必要性 あり	保育利用	必要性 あり	保育利用	必要性あり	
①量の見込み		940 人	893 人	932 人	919 人	929 人	943 人	951 人	961 人	978 人	972 人
	保育園・認定 こども園	1,157人	970 人	1,157人	1,008人	1,157人	1,008 人	1,157人	1,008人	1,157人	1,008 人
②確保の 内容	地域型保育 事業		37 人		37 人		37 人		37 人		37 人
	認可外保育 施設等	0人	94 人	0人	94 人	0人	94 人	0人	94 人	0人	94 人
2-1	過不足	217 人	208 人	225 人	220 人	228 人	196 人	206 人	178 人	179 人	167 人

【滝野川地区】

			E目 7 年度)	2 年 (平成 2	E目 8 年度)	3年 (平成 2		4 年 (平成 3		5年 (平成3	F目 1 年度)
		3-5 歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の	3-5歳 保育の必 要性あり	0−2 歳 保育の						
		保育利用	必要性 あり	保育利用	必要性 あり	保育利用	必要性 あり	保育利用	必要性 あり	保育利用	必要性 あり
①量の見込	①量の見込み		902 人	927 人	981 人	986 人	1,005 人	1,028人	1,128人	1,102人	1,039 人
	保育園・認定 こども園	818 人	712 人	929 人	760 人						
②確保の 内容	地域型保育 事業		19 人		38 人		38 人		38 人		38 人
	認可外保育 施設等	0人	65 人	0人	65 人	0人	65 人	0人	65 人	0人	65 人
2-1	過不足	▲96 人	▲106 人	2 人	▲118人	▲57 人	▲142 人	▲99 人	▲165 人	▲173 人	▲176 人

(2) 幼稚園・認定こども園

- ○就学前教育の必要性が増しており、幼稚園・認定こども園に対する需要は今後増大する見 込みです。
- ○地域における子育で相談や親子の交流の場として、幼稚園・認定こども園の役割はより重要となります。
- ○保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こ ども園の設置は、条件さえ整えば拡大していくものと想定されます。

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量	の	見	込	み	3, 559 人	3, 587 人	3, 698 人	3,807人	3, 963 人
確		保		量	4,969 人	4, 969 人	4, 969 人	4, 969 人	4, 969 人
過 (確f	保量ー	不 量の	見込	足 _{み)}	1, 410 人	1, 382 人	1, 271 人	1, 162 人	1,006人

4 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと提供体制の確保の内容 その実施時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報 提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行う。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広く利用者にサービスを周知します。
- ④その他事業を円滑に実施するための必要な諸業務を行います。

- ○保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、認証保育所や一時預かり事業、 幼稚園預かり保育などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う窓口や場を整備します。
- ○子どもを遊ばせながら、気軽に専任の相談員に相談ができるような環境の整備を行います。
- ○また、単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくり、地域課題の把握など、事業を明確化していきます。
- ○情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。
- ○(仮称)子どもセンターにおいても、子育てサービスの情報を発信し、相談を受けコーディネートする、子育てコンシェルジュ的な機能を整備していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数(確保方策)	1 箇所				

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

- ○ニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量共に十分な受け皿となるような方 策を検討します。
- ○児童館は今後、乳幼児親子の居場所機能を中心とする(仮称)子どもセンターに移行し、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、妊産婦(プレママ)対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。 それに伴い、子ども家庭支援センターの位置づけを見直し、より専門性の高い事業を担うなど、役割を明確にします。
- ○区の施設における場の提供だけでなく、個々の多様なニーズに応えるために、地域で活動 する、団体とも連携を図り、重層的なサービスの提供に努めます。
- ○個別的ニーズに対応するため、様々なメニュー(ホームスタート等)を検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数	(25 箇所)				
量の見込み	266, 301 人	277, 490 人	284, 423 人	289, 262 人	291, 768 人
確 保 量	234, 000 人	248, 500 人	263, 000 人	277, 500 人	292, 000 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	▲32,301 人	▲28,990 人	▲21,423人	▲11,762人	232 人

(3) 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、 ②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を 実施します。

【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子共に安全安心な出産を目指します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	34, 772 人	36, 031 人	37, 368 人	38, 768 人	40, 323 人
確 保 量	34, 772 人	36, 031 人	37, 368 人	38, 768 人	40, 323 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に 関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【今後の方向性】

- ○子育てに不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うと共に、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努め、関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。
- ○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握するための事業に取り組み、タイム リーに養育支援訪問事業につなげていきます。

<乳児家庭全戸訪問事業>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2, 580 人	2, 673 人	2, 773 人	2, 877 人	2, 993 人
確 保 量	2, 580 人	2, 673 人	2, 773 人	2,877 人	2, 993 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	0人	0人	0人	0人	0人

<養育支援訪問事業>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	174 人	178 人	182 人	188 人	193 人
 確 保 量	174 人	178 人	182 人	188 人	193 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【今後の方向性】

- ○保護者の入院や出張、冠婚葬祭等その他特別な事情により泊りがけで保育を必要とする場合に利用できる事業であり、現在の利用数は多くありません。しかし、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、今後ニーズの増加が見込まれます。
- ○入院などの場合は長期に渡るケースも想定されるため、利用限度日数については検討が必要です。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ショートステイ (0~5歳家庭) 量 の 見 込 み	775 人	795 人	817 人	836 人	856 人
ショートステイ (就学児家庭) 量 の 見 込 み	755 人	762 人	773 人	791 人	802 人
確保量(定員) 5 名/日×360 日	1,800 人				
過 不 足 (確保量-量の見込み)	270 人	243 人	210 人	173 人	142 人

(6) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) (就学児)

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を 受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、 調整を行います。

- ○「地域」における子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業です。 利用内容の多くが、保育園・幼稚園・学童クラブ・特別支援学級への子どもの送り迎えで あり、女性の就労人口の増加に伴い、利用者は増えることが見込まれます。
- ○安定したサポート会員(育児の支援を行う者)の確保と人材の育成を積極的に推進します。
- ○事業のさらなる周知と手続き方法の見直しなど、利用者が使いやすい事業とするための検 討を進めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6, 169 人日	6, 236 人日	6, 337 人日	6, 484 人日	6,566 人日
確 保 量	7, 200 人日				
過 不 足 (確保量-量の見込み)	1,031 人日	964 人日	863 人日	716 人日	634 人日

(7) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

【今後の方向性】

- ○保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一 時保育の重要性が高まっています。
- ○ニーズに合わせて様々なサービスが選択できるよう、利用方法の周知に努めます。

<幼稚園の一時預かり>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	48, 511 人日	48, 890 人日	50, 407 人日	51,883 人日	54,020 人日
確 保 量	48, 511 人日	48, 890 人日	50, 407 人日	51,883 人日	54,020 人日
過 不 足 (確保量-量の見込み)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

く上記以外(保育園の預かり保育・緊急保育・ファミリーサポート・トワイライトステイ)>

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量(の見	込	み	39,872 人日	42, 267 人日	43, 166 人日	43,600 人日	43, 216 人日
確	保		量	33, 300 人日	35,800 人日	38, 300 人日	40,800 人日	43, 300 人日
	不 最一量の)見込	足 み)	▲6,572 人日	▲6, 467 人日	▲4,866 人日	▲2,800 人日	84 人日

(8) 時間外保育事業(延長保育事業)

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

- ○保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。
- ○実際の利用状況を見据えながら、過不足のない延長保育事業の提供体制を調整します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1, 174 人	1, 205 人	1, 238 人	1, 266 人	1, 297 人
確 保 量	967 人	1, 050 人	1, 133 人	1, 216 人	1, 297 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	▲207 人	▲155 人	▲105人	▲50 人	0人

(9) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が 一時的に保育等を行います。

- ○保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後 児が安心して過ごせる保育環境を整え、安全、安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- ○平成 27 年度より利用料金助成型病児保育事業 (ベビーシッター等が利用者の居宅において保育を行う病児保育サービスを利用した時に、料金の一部を助成する事業) を開始する予定です。
- ○現在の病後児保育施設 (1園) に加え、施設型病児保育施設の平成 28 年度中開設への支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
病児·病後児保育 量 の 見 込 み	3,536 人	3, 627 人	3, 729 人	3,833 人	3, 945 人
確 保 量	1,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	▲2,536人	▲1,627人	▲1,729人	▲1,833人	▲1,945人

(10) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に 小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を 図ります。

【今後の方向性】

- ○現在対象としている3年生までについては、待機児童の解消に最優先で取り組みます。
- ○受入対象年齢の拡大については、放課後子どもプランや児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業とも連携し、必要な者が支援を受けられるよう検討していきます。
- ○長期休暇中の開所時間など、利用者の立場に立って事業内容を見直します。

【赤羽】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ~ 3 年 生量 の 見 込 み	1, 104 人	1, 130 人	1, 170 人	1, 207 人	1, 224 人
1 ~ 3 年 生確 保 量	1, 120 人	1, 160 人	1, 200 人	1, 200 人	1, 240 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	16 人	30 人	30 人	-7 人	16 人
4 ~ 6 年 生量 の 見 込 み	184 人	186 人	187 人	188 人	192 人
4 ~ 6 年 生確 保 量	児童館及び放課後子どもプランの特例的な利用で対応				

【王子】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ~ 3 年 生 量 の 見 込 み	656 人	655 人	650 人	643 人	637 人
1 ~ 3 年 生確 保 量	760 人	760 人	760 人	760 人	760 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	104 人	105 人	110 人	117人	123 人
4 ~ 6 年 生 量 の 見 込 み	115 人	113 人	115 人	118 人	118 人
4 ~ 6 年 生確 保 量	j	児童館及び放課後	後子どもプラン <i>0</i>)特例利用で対応	,

【滝野川】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ~ 3 年 生量 の 見 込 み	613 人	634 人	648 人	674 人	683 人
1 ~ 3 年 生 確 保 量	650 人	650 人	650 人	690 人	690 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	37 人	16 人	2人	16 人	7人
4 ~ 6 年 生 量 の 見 込 み	198 人	197 人	198 人	208 人	216 人
4 ~ 6 年 生確 保 量	児童館及び放課後子どもプランの特例利用で対応				

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に 関する体制の確保の内容

北区では、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及の検討を行っていきます。

また、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携についての基本的な考え方や連携の推進方法について協議、検討していきます。

第6章 計画の推進に向けて

※現行の北区次世代育成支援行動 計画(後期計画)の記載内容をたた き台として検討する。

1 計画の推進状況の把握

本計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の2つの計画から構成されています。

①次世代育成支援行動計画

毎年度、計画の進捗状況を把握し、その結果を次年度の施策に反映させながら、計画を推進していきます。

計画の進捗を把握するため、成果指標や目標値を設定し、各課において点検評価するとともに、 副区長を本部長とする「子ども」・かがやき戦略推進本部において計画の進行管理及び評価を行い ます。また、進捗状況においては、北区のホームページを通して区民に公表します。

②子ども・子育て支援事業計画

北区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の 地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検・評価し、必要に応じて改善をし ていきます。

次世代育成支援行動計画と同様、区はその結果を区民に公表し、これに基づいて必要な措置を講じます。

2 地域・関係機関との連携強化とネットワーク化

最近の児童虐待問題をはじめ子どもを取り巻く問題は多種多様であり、深刻で早急な抜本的対策を必要とするものなど、単独機関や個々人で対応することは無理なものも少なくありません。子ども自身とすべての子育て家庭を支援するための施策を総合的に実施するため、子ども家庭部を中心に、健康福祉部、教育委員会、まちづくり部等庁内のさまざまな部署とこれまで以上に連携し、本計画を推進していきます。

また、子ども・子育てや次世代育成支援対策は区だけが取り組むのではなく、さまざまな立場の 区民や機関が考え、取り組む地域課題です。そのためには、子ども家庭支援センターや児童相談所、 保育園、幼稚園、児童館だけでなく、地域コミュニティを形成している地域の住民組織や子育てサークル・団体、学校(大学を含む)、NPO、警察、企業など地域のさまざまな資源を活用しなが ら、重層的な子育て支援のネットワークの拡充を図ります。

なお、連携やネットワーク化にあたっては、区民やNPO法人、区内の関係機関など担い手同士 の役割分担と責任を明確にしながら、協働によるまちづくりを推進します。

3 多様な主体が担う新たな仕組みの構築

多様化した区民の子育て支援ニーズには、きめ細かく柔軟な対応が必要ですが、行政のみがサービスを担うことは困難です。このためには、地域住民一人ひとりが地域や人とつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられて利する関係をつくっていくなど、まちぐるみで子育て支援に取り組

むことが重要であり、地域の子育て関係団体や、NPO、企業など、多様な主体が子育て支援を担 うことが必要です。

子育て支援に対する区民満足を高めるためには、多様な主体のサービス提供が安定的に行われるとともに水準の向上が必要であり、職員や担い手のレベルアップや事業を評価するモニタリングなどの仕組みが必要です。これまでの取り組みをもとに、北区経営改革プランの方針を踏まえた新たな仕組みを構築していきます。

4 効果的な行政運営の推進

景気の動向に大きく左右される区の財政状況の中で、少子高齢化の進展や小・中学校をはじめと する公共施設の保全・更新などの財政需要の増大が見込まれています。

こうした厳しい経済状況を踏まえ、今度増大する保育ニーズへの的確な対応など本計画の基本理 念の実現に向けた取り組みを行うにあたっては、行政評価制度などの活用によりその費用対効果に ついても十分留意し、効率的な実施を図ります。

また、各取り組みについては、区民ニーズの変化や国における新たな施策などへも適切に対応するよう適宜見直しを図ります。

5 サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくり

子育て支援の質の向上については、利用者本位の支援が必要であり、権利擁護、苦情解決、事業の透明性の確保のための方策と併せて、サービスに関する基準の策定、サービス評価などの仕組みを充実、強化する必要があります。このためには、福祉サービス第三者評価の活用や区民満足度調査など、サービスの質を適正に評価しサービスの改善に活かしていきます。また、権利擁護や苦情解決のためには、各担い手段階で苦情解決責任者などを置くなどの体制の整備を図るとともに、福祉サービスについては、北区社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしん北」などを活用し解決していきます。

一方、人材育成もサービスの質の向上を図るための重要な取り組みです。区職員の人材区政に対しては、「北区人材育成基本方針」に基づき実施します。団塊の世代の大量退職や外部化の推進などによる職員厚生の変化の中で、職員の持つノウハウ(専門技術とその蓄積)の確実な継承と、新しいニーズにも対応できる人材を育成します。さらに、地域等の子育て支援に携わる人材については、区と地域の協働による研修や相互交流等を通し人災育成を推進します。

さまざまな子育て支援の取り組みが行政や地域により提供されていますが、地域の子育て家庭が そのサービスを十分認知しているとはいえない状況です。必要な人に必要なサービスが届くよう、 現在の北区ニュースをはじめ、子育て福袋やホームページによる情報提供など、効果的な情報伝達 を行っていきます。あわせて、子育て家庭が地域で安心して暮らせるよう、各家庭が抱えている課 題を早期に発見し、適切な相談窓口や福祉サービスにつなぐ仕組みの構築に努めます。

6 国・都への要望

子ども・子育てや次世代育成支援の充実を図るためには、区の取り組みだけですべて実施することはできません。

事業所における従業員の働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援制度の導入・定着、子育て家庭への経済的負担の軽減策、小児科・産科医師の確保や小児救急・周産期の医療体制の充実など、国や東京都へ積極的に働きかけます。

資料編 ※イメージ

1 施策目標・個別目標別の具体的な取り	組み
---------------------	----

(์ 1)	家原	在の こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅ かいしゅう かいしゅう しゅうしゅう しゅう	育-	てる	力 :	左:	÷ ‡	寰
١		,	2N 13	<u> </u>	, —	v. v	//	C' -		N

①保育ニーズに対応した支援サービスの強化

事業名	事業内容

	提供の充実	- 情報	る相談	に関す	子育て	(2)
--	-------	------	-----	-----	-----	-----

事業名	事業内容

③親育ちへの支援

事業名	事業内容

④安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

事業名	事業内容

⑤経済的負担の軽減

事業名	事業内容

(仮称)北区次世代育成支援計画整理表

施策目標	個別目標	事業など
1 家庭の育てる力を支援	(1) 保育ニーズに対応した支援サービスの強化	
	(2)子育てに関する相談・情報提供の充実	
	(3) 親育ちへの支援	
	(4)安心できる妊娠・出産・子育てへの支援	
	(5)経済的負担の軽減	
2 子育て家庭を支援する地域づくり	(1) 地域における子育て家庭への支援	
	(2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進	
	(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援	
	(4) 地域づくりのための人材育成の推進	
	(5)子どもの安全を確保する活動の推進	
3 未来を担う人づくり	(1) 就学前教育の充実	
	(2) 教育の場における子育ちの支援	
	(3) 自己実現の場と体験機会の提供	
	(4) こころとからだの健全な成長への支援	
	(5)子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保	
4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	(1) 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援	
	(2)ひとり親家庭への支援	
	(3) 障害のある子どもと家庭への支援	
	(4) 生活困窮家庭への支援	
5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発	
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	
	(3) 男女が共に担う子育ての推進	